

職員の懲戒処分について

1. 被処分者 帯広放送局 技術部 副部長 (男・51歳)
2. 処分内容 懲戒免職
3. 処分決定日 2018年12月11日 (同日発令)
4. 事案の概要 被処分者は、2016年7月から今年11月にかけて、単身赴任をしていると嘘の届け出をし、偽造された証票を毎月提出することで、単身赴任手当等計524万2,160円を不正に受け取っていました。あつてはならない行為であり、厳しく対処するとともに、不正に受け取った手当等については、全額、弁済させます。

また、単身赴任期間中に支給要件を満たしていない期間があったのに、すみやかに変更手続きをしていなかった職員について、計224万2,800円を精算させるとともに、本日付けで出勤停止14日の処分を決めました。(発令は12月18日)

単身赴任制度を所管する人事局の局長を譴責、担当管理職4人を厳重注意としました。

【NHKコメント】

手当をめぐる不正・不適切な事案が起きたことについて、視聴者の皆さまに深くお詫びいたします。再発防止に向けた取り組みに全力を尽くします。

このほか、役員が報酬を一部自主返納することとしました。

会 長	上田 良一	50%	1か月
副会長	堂元 光	20%	1か月
理 事	松坂 千尋	30%	1か月
理 事	鈴木 郁子	20%	1か月

再発防止について

(1) 単身赴任手当の緊急総点検

単身赴任手当の受給者全員を対象に緊急の総点検を行うとともに、受給者に対する手続き・ルールの徹底を実施する。

(2) 単身赴任手続きのチェックの徹底

単身赴任手当の本人届出手続きについて、新たなルールとして必要書類の原本提出を義務化し、定期的なチェックを徹底するとともに、提出期限を厳守させる。守らない場合は手当を支給しない。

(3) コンプライアンス研修等による教育徹底

同様の事案を生じさせないよう、改めて職員倫理とコンプライアンス、および諸規程に関する教育研修を徹底する。

以上

(報道資料)

2018年12月11日
NHK広報局

職員の懲戒処分について

1. 被処分者 報道局 ニュース制作センター おはよう日本部
チーフ・プロデューサー (男・42歳)
2. 処分内容 停職3か月
3. 処分決定日 2018年12月11日 (同日発令)
4. 事案の概要 被処分者は、ことし10月、東京・世田谷区の京王井の頭線
下北沢駅のエスカレーターで、女性のスカートの中にスマ
ートフォンを差し入れたとして東京都の迷惑防止条例違反
の疑いで逮捕され、その後、不起訴処分となりました。
協会の社会的信用を大きく損なった責任は重いと判断しま
した。

【NHKコメント】

関係者や視聴者の皆さまに、深くお詫びいたします。職員への指導を徹底してまいります。